

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和6年11月22日

○出席委員（6名）

委員長	坂倉 広子
委員	山本 欽久
委員	南川 則之

副委員長	山本 哲也
委員	瀬崎 伸一
委員	戸上 健

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・勢力総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局 長	岩井 太
議事総務係 書記	岡村 なぎさ

次長 兼 議事総務係長	平山 智博
----------------	-------

(午前10時00分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和6年11月27日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。

○勢力総務課長 総務課、勢力です。よろしくお願いします。

それでは、令和6年11月27日会議に提出いたします議案について説明させていただきます。

提出議案一覧表をご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第22号から議案第28号までが補正予算議案で7件、議案第29号から議案第32号までが条例の制定及び一部改正議案で4件、その他の議案といたしまして議案第33号から議案第35号までの3件、報告1件の合計14件を提出いたします。

また、追加議案といたしまして、最終日の12月16日会議には、固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案1件を予定しておりますのでご承知おきください。

それでは、令和6年度一般会計補正予算（第5号）等の概要をご覧ください。

1ページ目ですが、補正予算の規模です。

令和6年度一般会計補正予算（第5号）は、基金積立金で335万7,000円、地域介護・福祉空間整備等事業で3,960万円、漁業施設整備事業で928万8,000円などを計上し、補正後の一般会計予算額は136億9,950万円となります。

続きまして特別会計においては、国民健康保険事業で1,160万円、介護保険事業で6,670万円、定期航路事業で1,200万円などを計上し、補正後の特別会計予算額は73億4,280万円となります。

また、企業会計においては、下水道事業で71万4,000円などを計上し、補正後の企業会計予算額は21億1,921万5,000円となります。

それでは主な内容について説明させていただきますが、人事異動に伴う補正の説明は省略とさせていただきますのでご了承のほどよろしくお願いします。

また、これに伴い各特別会計、企業会計への繰出金においても、人事異動に伴う補正などになりますので、同様とさせていただきます。

先ほどの概要の5ページをご覧ください。

上段の議会一般管理経費として、議員数の減などによる不用額473万1,000円を減額しています。

その下段では、給与等管理業務で9,743万円を計上しております。これは普通退職の6名分の退職手当などが主なものでございます。

続きまして、ページめくっていただきまして7ページをお願いします。

右側になりますが、上段の鳥羽駅周辺エリア再生事業では238万7,000円を計上しています。同業務の計画策定について、ビジョン検討部会の開催回数を増加する費用を補正し、合わせて債務負担行為の限度額を403万7,000円の増額についても補正するものでございます。

めくっていただき、8ページの下段をお願いします。

過年度国庫支出金等返還金では、7,949万3,000円を計上しています。令和5年度実績に基づき、国庫支出金等の精算に伴う償還金の補正を行うもので、主な経費は記載のとおりでございます。

続きまして、ページめくっていただきまして10ページの下段をお願いします。

新規事業で、鳥羽市議会議員補欠選挙費について150万円を計上しています。鳥羽市長選挙に合わせて執行する鳥羽市議会議員補欠選挙の準備にかかる費用を補正するほか、選挙ポスター掲示場設置及び撤去業務、また、選挙ポスター掲示板賃貸借について、債務負担行為を設定するものでございます。

ページをめくっていただきまして右側13ページの上段をお願いします。

老人福祉一般事業では、志摩広域行政組合への分担金445万1,000円を計上し、また、下段では新規事業で地域介護・福祉空間整備等事業で3,960万円を計上しています。これは地域密着型サービスの充実を図るため、県の補助金を活用し、施設整備の補助支援に要する補助金を補正するものでございます。

ページめくっていただきまして14ページ上段をお願いします。

障害者自立支援給付事業で4,350万3,000円を計上しています。障がい者福祉サービスの利用量等の増加により不足する扶助費を補正するものでございます。

右側15ページの上段をお願いします。

保育所運営事業では868万1,000円を計上しています。会計年度任用職員の任用にあたり、不足する費用を追加するほか、委託料の減額を補正するものでございます。

下段の生活扶助事業では6,200万円を計上しています。生活保護受給者が当初の見込みより増加したことから、不足する医療扶助費等を補正するものでございます。

2ページめくっていただきまして18ページ上段をお願いします。

漁業経営構造改善事業で928万8,000円を計上しています。国庫補助金―県を經由しますので県補助金で財源充当しておりますが―を活用し、鳥羽磯部漁業協同組合が小浜漁港に整備する加工処理施設に対し、補助支援する費用を補正するものでございます。

めくっていただきまして右側の21ページ上段をお願いします。

道路維持管理経費では580万3,000円を減額しています。当初予定していました道路維持作業車の購入において、年度内での納車が見込めないため減額するものでございます。

2ページめくっていただきまして25ページの下段をお願いします。

事務局運営業務では、こちらは教育費になりますが、1,009万3,000円を計上しています。教育長の退職に伴う経費のほか、不足する会計年度任用職員にかかる費用を補正するものでございます。

めくっていただき、26ページの下段をお願いします。

中学校管理業務では495万2,000円を計上しています。緊急的な修繕に対応する費用や不足する光熱水費を補正するものでございます。

続きまして右側の27ページ下段をお願いします。

公民館維持管理事業では347万4,000円を計上しています。中央公民館千賀分館の屋上防水工事にかかる費用などを補正するものでございます。

2ページほどめくって30ページをお願いします。

債務負担行為で環境衛生事業において、火葬場運営管理業務として設定するものでございます。期間は令和6年度から令和9年度までで、契約期間は3年間になるものでございます。限度額は3,520万5,000円となっております。

続きまして32ページをご覧ください。

下段では、議案第23号の国民健康保険事業特別会計における過年度国庫支出金等返還金として、1,093万8,000円を計上しています。令和5年度実績に基づき、保険給付費等交付金の精算に伴う償還金を補正するものでございます。

1ページめくっていただきまして、34ページの上段をお願いします。

議案第24号に伴う介護保険事業特別会計ですが、過年度国庫支出金等返還金として6,265万7,000円を計上しています。令和5年度実績に基づき、国庫支出金等の精算に伴う償還金を補正するものでございます。

右側の35ページ上段では、議案第25号の定期航路事業特別会計の船員一般経費で、1,027万8,000円を計上しています。人事異動に伴う人件費のほか、不足する時間外勤務手当を補正するものでございます。

続きまして議案第27号ですが、また1枚のペラの概要がございます。続けて下水道は2枚ほど1枚ペラの概要があります。

まず、令和6年度水道事業会計補正予算（第4号）の概要をご覧ください。

水道事業会計補正予算につきまして、職員の人事異動に伴う人件費の補正をするものでございます。

もう1枚のほうです。議案第28号に伴うもので、令和6年度下水道事業会計補正予算（第2号）の概要です。

こちらも職員の人事異動に伴う人件費を補正するものでございます。

その裏をご覧ください。

こちらは債務負担行為を設定済みのもので、相差浄化センター整備更新工事に伴うものですが、緊急な工事が必要となったことからそちらを優先し、当初予定しました債務負担行為の工事につきましては、契約は行ったものの支出については翌年度にいくということで、限度額を見直し172万7,000円の増額で、合わせて令和7年度で383万2,000円に変更するものでございます。

以上が予算関係の説明とさせていただきます。

続きまして、先ほど一番最初に見ていただきました、提出議案一覧のほうをご覧ください。

議案第29号、鳥羽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、行政手続等に係る市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、情報通信技術を利用する方法により手続を行うことについて、必要な事項を定めるものでございます。

各種申請などで、条例等の規定にかかわらず、手続等でデジタル化を可能とするために、署名等や手数料の納付について規則で定める方法に代替できるようにするほか、住民票の写しなどの添付など、本市が直接情報を入手できる場合は、省略可能とする旨などを規定するものでございます。

施行期日は公布の日からとさせていただきます。

続きまして、議案第30号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしまして、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設されることから、関係条例について所要の改正を行うものでございます。関係条例といたしましては、鳥羽市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の一部改正等、以下7件の条例の改正を行うものでございます。関係条例中の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるとともに、経過措置を設けるもので、その他には字句の整理を行うものもでございます。

施行期日といたしましては、刑法等の一部を改正する法律の施行の日となっており、現在そちらのほうは令和7年6月1日というふうに公布されているところでございます。

続きまして、議案第31号、鳥羽市分課組織条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、デジタル技術を活用した業務改善等を積極的に推進する体制を整備するため、組織を見直したく、所要の改正を行うものでございます。

先ほど議案第29号で鳥羽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定に連動し、今後効果的なDXを推進するため、令和7年度より企画財政課にDX推進係を新設するもので、企画財政課において分掌すべき事務にデジタルの施策に関するものを加えるものでございます。

施行期日については、令和7年4月1日から行うものでございます。

続きまして、議案第32号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、本市の国民健康保険事業の動向及び財政状況をかんがみ、今後も持続可能な事業運営を図るため、所要の改正を行うものでございます。

主な内容については、表のほうで、現行の合計のところ、ちょっとページまたぎます、3ページの上段と見比べになりますが、所得割については、所得割額で11.40%から12.50。資産割額については、28.10から19、均等割額は4万5,900円から5万5,600円。平等割額については、3万6,900円から3万4,800円に改正するものでございます。

施行期日については、令和7年4月1日からとさせていただきます。

続きまして、議案第33号、工事請負変更契約の締結についてでございます。

令和6年6月5日会議において可決されました工事請負契約について、その内容の一部を変更したく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更する契約については、鳥羽東中学校大規模改修工事で、変更の理由は建具改修、内装設備などの仕様変更等に伴い、契約金額を798万4,900円増の、変更後で1億7,991万4,900円とするものでございます。

続きまして、議案第34号、指定管理者の指定についてでございます。

鳥羽マリナターミナルについて、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条の規定により選定した候補者を、指定管理者として指定したく、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は一般財団法人鳥羽市開発公社で、指定の期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案第35号、指定管理者の指定についてでございます。

鳥羽市民体育館外6施設について、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条の規定により選定した候補者を、指定管理者として指定したく、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、東京都の三幸株式会社で、指定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とさせていただきます。

最後に、報告第13号、専決処分した事件の報告についてでございます。

令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）で、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、選挙費1,700万円を増額する補正予算を令和6年9月30日付で専決処分したので、報告するものでございます。

以上で提出議案についての説明とさせていただきます。

○坂倉広子委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、会議日程及び議案の取り扱いについて、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 議会事務局の岩井です。よろしくお願いします。

私から12月会議の日程についてご説明いたします。

11月27日会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長からもご説明のありましたとおり予算議案7件、条例議案4件、その他議案3件、報告1件でございます。

次に、議案の取り扱い並びに会議日程についてであります。お手元の会議日程案をご覧ください。

会議日程及び議案の取り扱いについては、11月27日に会議を再開いたします。

議事に先立ちまして、諸報告の後、会議録署名議員の指名、次に、議案第22号から報告第13号を一括議題とし、提案者の趣旨説明及び報告を行っていただきます。

一般質問につきましては、別紙の一般質問通告者一覧表をご覧ください。

通告者は10人となっていますので、12月3日火曜日に5人、4日に同じく5人の方に一般質問を行っていただきたいと思います。

続きまして、12月6日金曜日に会議録署名議員の指名の後、付託議案を一括上程し、議案に対する質疑の後、各常任委員会に付託を行います。

各常任委員会の日程につきましては、12月9日月曜日に行政常任委員会を開催し、議案第29号、鳥羽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてほか、6議案について審査をいただきます。

予算決算常任委員会につきましては、12月10日火曜日に補正予算議案の審査を行いたいと考えております。

12月16日の会議におきましては、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決を行った後、追加議案を審査した後、散会にしたいと考えております。

なお、質疑の締め切りは、12月8日水曜日の正午、行政常任委員会におけるその他通告につきましては、12月6日金曜日の正午とさせていただきます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですのでお諮りいたします。

会議日程及び議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

（起立全員）

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

続きまして、追加議案の上程等について、事務局長より説明をいたさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 追加議案につきましては、先ほど少し総務課長からご説明をいただいたところですが、12月16日月曜日の表決の後、議案第36号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを追加上程させていただきます。

提案者の趣旨説明、議案に対する質疑の後、表決を行います。

なお、人事案件でありますので、12月6日金曜日の質疑終結後に全員協議会を開催し、ご説明をさせていただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、説明といたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○坂倉広子委員長 ないようですのでお諮りいたします。

追加議案等の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

（起立全員）

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、追加議案の取扱いについてはそのように決定いただきます。

ここで何かご質問、ご意見等がございましたら承りたいと思いますので、いかがですか。

南川委員。

○南川則之委員 総務課長の丁寧な説明ありがとうございます。

ちょっと1点確認させていただきたいことがありまして、というのは、予算の話の中で総務課長の説明で、教育費の事務局運營業務の中で、教育長の退職に伴う退職手当というのが計上されておるということで、議員の皆さん、教育長が退職されるというところはこの予算書を見て初めてわかった人が多いと思うんですけども、総務課長として何かお聞きしている点があったら教えてください。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○勢力総務課長 先日、退職願という形で提出を市長のほうにされました。その際には一身上の都合というふう

に書かれておりましたので、そのように理解しております。

以上です。

○坂倉広子委員長 南川委員。

○南川則之委員 これ市長の人事案件という絡みの中で、今まで先ほど固定資産の選任のときにも局長から説明があったように、事前に人事案件については議会に説明をしたいということで、毎回そういう形で議案を上げる前にきちんと市長が丁寧に議会の議員一人一人に理解を求めるためにやってきたということで、今までそうだったと思うんですね。

今回のように、さらに特別職の退職というか、そういった先ほどの話の中で、私はしっかりと市長が議長、副議長に丁寧な説明をして、さらにその判断の中で今回のような全協を開いて皆に理解を求めるとか、そんな中でこういう補正予算が上がってきたりとか議案が上がってくるというのが今までのスタイルだったと思うんですね。そういったところをちょっと逸脱しているというか、今までお願いしますお願いしますということで議会にも言ってきたところを、ちょっとイレギュラーな形であるのかなと思いますし、これによって一般質問されたりとかそういう人も出てきているということで、やっぱり議会に対しては市長は丁寧に説明をするというところがあるべきだと思うんですけども。

その辺はちょっと総務課長に答弁を求めてもなかなか返答は難しいと思うんですけども、議運の中でそんな意見があったということは少し申し上げておいていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○坂倉広子委員長 他にございませんか。このことについてご意見等もございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ご協議いただくことは以上でございます。

これをもちまして議会運営委員会を散会します。

(午前10時27分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和6年11月22日

議会運営委員長 坂 倉 広 子